

# 第3期 特定健康診査等実施計画

〈第3期 平成30年度～平成35年度〉

特定健康診査等の実施については、「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「法」）に基づき、平成20年4月1日より平成30年3月31日まで、40歳から74歳までの被保険者と被扶養者を対象に実施してきたところである。

この実施計画は、法の定めるところにより、特定健康診査等基本方針に即して、平成30年4月1日より平成36年3月31日までの6年間の特定健康診査等を実施する計画（以下「特定健康診査等実施計画」）として定め、これを公表する。

なお、これを変更したときは、速やかに公表する。

## 記

### 1. 特定健康診査等の基本的な事項

#### (1) 特定健康診査等の基本的な考え方

「特定健康診査」は、生活習慣病の中でも、特に、心疾患、脳血管疾患等の発症の重要な危険因子である糖尿病、高血圧症、脂質異常症等（以下「糖尿病等」）の発症前の段階であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群の者を的確に抽出するために行う。

「特定保健指導」は、特定健康診査の結果、動機付け支援及び積極的支援の対象となった者に対し、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うことにより、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的に行う。

#### (2) 特定健康診査の健診項目

##### ①基本的な健診項目

ア 既往歴の調査 [服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査（質問票）を含む]

イ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 [理学的検査（身体診察）]

ウ 身長、体重及び腹囲の検査

エ BMI [BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m)<sup>2</sup>]

オ 血圧の測定

カ 肝機能検査 [AST (GOT)、ALT (GPT)、 $\gamma$ -GTP]

キ 血中脂質検査

[中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール または Non-HDLコレステロール]

ク 血糖検査 [空腹時血糖又はヘモグロビンA1c (HbA1c) ]

やむを得ず、空腹時以外に採血し、かつHbA1cを測定しない場合は、食後3.5時間以降の随時血糖を用いることとする。

ケ 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無）

##### ②詳細な健診項目（医師の判断による追加項目：告示で規定）

ア 貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）

イ 心電図検査（12誘導）

ウ 眼底検査

エ 血清クレアチニン検査 (eGFR)

### (3) 特定保健指導の対象者（基準の詳細は別紙1）

特定健康診査の結果と質問票により、情報提供、動機付け支援及び積極的支援に階層化を実施し、動機付け支援及び積極的支援に該当した者を特定保健指導の対象者とする。

### (4) 特定保健指導の実施

#### ①動機付け支援

動機付け支援とは、対象者が自らの生活習慣を自覚し、自ら生活習慣の改善に取り組むことを目的として、厚生労働大臣が定める方法により、医師、保健師及び管理栄養士等（以下「医師等」という。）の面接による指導（初回面接）の下に行動計画を策定し、医師等が生活習慣の改善のための取組に係る動機付けに関する支援を行うとともに、当該計画の策定の日から3か月以上経過後に当該計画の実績に関する評価を行う保健指導をいう。

#### ②積極的支援

積極的支援とは、対象者が自らの生活習慣を自覚し、自ら生活習慣の改善に継続的に取り組むことを目的として、厚生労働大臣が定める方法により、医師等の面接による指導（初回面接）の下に行動計画を策定し、医師等が生活習慣の改善のための取組に資する働きかけを相当な期間継続して行うとともに、当該計画の進捗状況に関する評価及び当該計画の策定の日から3か月以上経過後に当該計画の実績に関する評価を行う保健指導をいう。

## 2. 特定健康診査の対象者数

平成30年度から平成35年度の対象者数は、被保険者300人、被扶養者50人増加するものとして次のとおりとする（表1）。

（表1）特定健康診査等対象者数の推計

対象者		年度					
		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数	被保険者	21,835	22,135	22,435	22,735	23,035	23,335
	被扶養者	8,621	8,671	8,721	8,771	8,821	8,871
	計	30,456	30,806	31,156	31,506	31,856	32,206

## 3. 第3期の実施目標

### (1) 特定健康診査の実施率

平成35年度における保険者種別の最終目標値は85%であることから、第3期の各年度の目標値は次のとおりとする（表2）。

（表2）特定健康診査目標値

		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
実施人数	被保険者	17,468	18,372	19,070	19,325	19,580	19,835
	被扶養者	6,897	7,197	7,413	7,455	7,498	7,540
	計	24,365	25,569	26,483	26,780	27,078	27,375
実施率 (%)		80.00	83.00	85.00	85.00	85.00	85.00

(2) 特定保健指導の実施率

平成35年度における保険者種別の最終目標値は30%であることから、第3期の各年度の目標値は次のとおりとする(表3)。

(表3) 特定保健指導目標値

		30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
動機付け支援	対象者数	1,949	2,046	2,119	2,142	2,166	2,190
	実施人数	292	511	636	643	650	657
	実施率(%)	15.00	25.00	30.00	30.00	30.00	30.00
積極的支援	対象者数	2,924	3,068	3,178	3,214	3,249	3,285
	実施人数	439	767	953	964	975	986
	実施率(%)	15.00	25.00	30.00	30.00	30.00	30.00
計	対象者数	4,873	5,114	5,297	5,356	5,416	5,475
	実施人数	731	1,278	1,589	1,607	1,625	1,643
	実施率(%)	15.00	25.00	30.00	30.00	30.00	30.00

(3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率

成果に関する目標として、平成35年度の目標は平成20年度対比で25%であることから、第3期の目標値は次のとおりとする(表4)。

(表4) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率目標値

	35年度
対象者数	32,206
推計人数(*1)	8,132
非該当改善者数	2,033
非該当改善率	25.00

(\*1) 対象者数に平成20年度の基礎数値25.25%を乗じた数

#### 4. 特定健康診査等の実施方法

特定健康診査等の実施については、組合健康管理室及び契約医療機関等において実施する。

(1) 実施時期

実施は、通年とする。

(2) 実施方法

① 特定健康診査

法の定める特定健康診査の費用は全額組合負担とし、組合診療所及び契約医療機関においては、所定の手続きの後(詳細は組合ホームページの「保健事業」に掲載)受検する。また、契約のない医療機関においては、受検後補助金請求により補助する。

② 特定保健指導

法の定める特定保健指導の費用は全額組合負担とし、組合健康管理室及び契約機関においては、特定健診受検当日の初回面接(受検当日に全ての結果が揃わない場合は、初回面接の分割実施)、又は、所定の手続きの後に初回面接(詳細は組合ホームページの「保健事業」に掲載)を実施し、3か月以上経過後に評価する。

## 5. 特定健康診査等のデータ管理

特定健康診査等のデータの保管は、5年とする。

## 6. 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、組合「個人情報保護管理規定」及び「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインについて」を遵守し、適正に取扱う。

組合のデータ管理者は、常務理事とし、データの利用者は健康管理室職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等、また、契約で定める期間、善良なる管理者の注意義務をもって管理保管し、第三者に提供、開示を行わないことを契約書に明記する。

## 7. 特定健康診査等実施計画の公表

この計画は、ホームページ等で公表し、普及啓発に努める。

## 8. 特定健康診査等の実施状況の報告及び計画の見直し

特定健康診査等の実施状況は、理事会及び組合会において報告する。

また、この計画は必要に応じて見直すこととする。

附則

1. この実施計画は、平成20年4月1日から適用する。

附則

1. この実施計画は、平成25年4月1日から適用する。

附則

1. この実施計画は、平成30年4月1日から適用する。